

ESG課題／SDGsへの取組み

ESG課題／SDGs

たいこうサステナビリティ基本方針

当行グループは、持続可能な社会の実現に向け、経営理念に基づく企業活動を通じて、地域社会の抱える課題や気候変動等の環境問題など、地域社会を取り巻くさまざまな課題の解決に向けた活動に取り組み、地域の活性化と当行グループの中長期的な企業価値の向上の両立を目指す持続的経営を行ってまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※ESGとSDGs

ESG : Environment (環境)、Social (社会)、Governance (ガバナンス) に関する課題のこと。
責任投資原則 (2006年に国連が公表) において、企業の長期的な投資価値を判断する際には、これらの課題に対する企業の取組みを考慮することが提唱されている。

SDGs : 2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の開発目標 (その下に、169のターゲット、232の指標がある)。

E Environment (環境)



環境方針 (2009年11月2日制定)

基本理念

大光銀行は、地域とともに歩む銀行として環境保全への取組みを社会的責任と位置づけ、事業活動を通じて環境保全活動を積極的かつ継続的に展開し、「環境にやさしい銀行」を目指します。

基本方針

1. 環境に関連する法律、規則、協定等を遵守します。
2. 企業活動が環境に与える影響を的確に把握し、環境目的、目標を定めて取り組むとともに、定期的に見直すことで、環境保全活動の継続的な改善に努めます。
3. 環境に配慮した金融商品、サービスの提供を通じ、環境保全に取り組むお客さまを支援します。
4. 省資源、省エネルギー、リサイクル活動等、環境に配慮した活動の実践により、環境負荷の低減および環境汚染の防止に努めます。
5. この環境方針を役員全員に周知徹底するとともに、一般にも公表します。

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21世紀金融行動原則) への署名

2011年12月に「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21世紀金融行動原則)」への署名を行い、以下の原則に基づく取組みを実践しております。

原則

1. 基本姿勢
持続可能な社会の形成のために、私たち金融機関自らが果たす責任と役割を認識の上、環境・社会・経済へのポジティブインパクトの創出や、ネガティブインパクトの緩和を目指し、それぞれの事業を通じて最善の取組みを率先して実践する。
2. 持続可能なグローバル社会への貢献
社会の着実な公正なトランジションに向けて、イノベーションを通じた産業や事業の創出・発展に資する金融商品やサービスを開発・提供し、持続可能なグローバル社会の形成をリードする。
3. 持続可能な地域社会形成への貢献
地域特性を踏まえた環境・社会・経済における課題解決をサポートし、地域の包摂性とレジリエンスの向上を通じて、持続可能な地域社会の形成をリードする。
4. 人材育成
金融機関における人的資本の重要性を認識し、環境や社会の問題に対して自ら考え、行動を起こすことのできる人材の育成を行う。
5. 多様なステークホルダーとの連携
持続可能な社会の形成には、私たち金融機関をはじめ、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに参画するだけでなく主体的な役割を担う。
6. 持続可能なサプライチェーン構築
気候変動・生物多様性等の環境問題や人権をはじめとする社会課題に積極的に取り組むとともに、投融資先を含む取引先等との建設的なエンゲージメントを通じて、持続可能なサプライチェーンの構築を図る。
7. 情報開示
社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識し、国内外の動向と開示フレームワークを踏まえ、取組みを広くステークホルダーに情報開示するとともに不断の改善を行う。

環境保全への具体的な取組み

エネルギー使用量削減への取組み

エネルギー使用量の削減のため、クールビズ・ウォームビズを中心として電力使用量の削減に取り組むとともに、ハイブリッドカーの導入や外訪活動の効率化によりガソリン使用量の削減に努めております。

環境に配慮した店舗新築

店舗を新築する際は、建築素材に再生材や間伐材を極力採用し、省エネタイプの照明機器や空調設備の導入を行っております。また、机やイスなども再生材やリサイクルのための分別設計・材料表示されたものを購入するなど環境に配慮した店舗づくりを行っております。

「環境・人にやさしい」通帳

普通預金通帳、総合口座通帳は、森林管理認証林から生産された木材を使用するなど、環境に配慮して作成された製品となっているほか、色覚の個人差を問わず、できるだけ多くの方に見やすいよう色使いに配慮したカラーユニバーサルデザインを採用しております。

無通帳預金口座

紙の通帳を発行しない環境にやさしい預金口座です。預金残高や入金明細は「大光銀行アプリ」の「デジタル通帳」機能を利用して確認いただけます。

資源の再利用など

紙資源の再利用を目的として、名刺や新潟県内店舗で使用するコピー用紙に再生紙を使用するなど環境に配慮した商品を積極的に採用しております。また、行内で使用するパソコンのプリンタートナーのリサイクルを行っております。

プラスチックごみの削減

プラスチックごみの削減のため、業務でのビニール袋の使用を廃止いたしました。



2018年10月に完成した新本店は、自然通風を活かした空調設備を設置



「環境・人にやさしい」通帳



デジタル通帳イメージ

環境に配慮した商品の取扱い

環境保全に取り組むお客さまを支援するため、通常よりも金利を引き下げるローン商品等を取り扱っております。

事業者のお客さま向け

●たいこう環境融資「エコライナー」

環境保護・環境保全を目的とする運転・設備資金などの場合、当行所定金利から金利を引下げいたします。さらに、事業者の皆さまの環境保全への取組み度合いについて「たいこう環境格付」により評価を行った場合には、格付ランクに応じて金利を引下げいたします。

●環境対策支援私募債

環境配慮型企業の皆さまが発行する私募債の事務委託取扱手数料を引下げいたします。

個人のお客さま向け

●住宅ローン

環境対策設備を設置している住宅の場合、当行所定金利から金利を引下げいたします。

●マイカーローン

エコカーや軽自動車を購入される場合、当行所定金利から金利を引下げいたします。



S Social (社会)



たいこう「SDGs私募債」

企業さまが私募債を発行された際に、当行がいただく手数料の一部を、当行の営業エリア内にある「①市町村、②社会福祉協議会、③教育機関、④医療機関等」のうちご指定いただいた寄付先に当行名義による金銭寄付または物品寄贈を行う商品の総称です。

	寄付・寄贈先	名 称
①	市町村	SDGs私募債「ふるさと創生私募債」
②	社会福祉協議会	SDGs私募債「希望のかけ橋」
③	教育機関	SDGs私募債「もっと笑顔に」
④	医療機関等	SDGs私募債「医療応援私募債」

サービス・ケア・アテンダントの養成

すべてのお客さまが安心して当行をご利用いただけるよう、接客資格である「サービス・ケア・アテンダント」資格を有する職員を養成しており、資格保有者は112名（2022年3月末現在）です。



サービス・ケア・アテンダントの養成

社会的責任（CSR）の実践

社会貢献活動

「地域金融機関の社会的責任（CSR）」とは、安定的な資金供給、各種金融サービスの提供といった地域金融機関の本来の役割にとどまらず、さまざまな面から地域社会の持続的な活性化に貢献していくことであります。当行では、地域社会の持続的な活性化のため、地域の文化・スポーツの振興や子どもたちの金融知識の向上に積極的に取り組んでおります。

■ 長岡交響楽団の定期演奏会「大光ツインスマイルコンサート」



地域の音楽文化振興を目的に、長岡交響楽団の定期演奏会を「大光ツインスマイルコンサート」と銘打って応援しております。

■ 金融授業



次世代社会を担う子どもたちの金融知識向上を目的に、新潟県内の中学生・高校生等を対象に金融授業を実施しております。

■ 新潟県女子駅伝競走大会



長岡市で開催される新潟県女子駅伝競走大会に協賛しております。

安全対策

お客さまに安心してご利用いただけるよう、当行ではさまざまな安全対策を講じております。

■ 特殊詐欺の防止に向けた取り組み

- ATM画面での注意喚起
ATMで振込をされる場合、本当に必要な振込か、画面に確認メッセージを表示しております。
- 注意喚起マットの設置
当行営業店の全キャッシュコーナーに注意喚起のマットを設置しております。
- ATM振込の一部利用制限
過去3年間ATMによる振込を利用していない70歳以上のお客さまにつきましては、被害防止の観点から、キャッシュカードによるお振込機能を制限しております。



■ インターネット・バンキングでの不正送金防止に向けた取り組み

- お客さまのパソコンをウイルス感染等から防止する「サート・ネチズン」、スマートフォンからのインターネット・バンキングをより安全にご利用いただける「セキュアスター」を導入しております。
- 当行のインターネット・バンキングでは、過去に犯罪に使用されたIPアドレスからのアクセスを遮断し、不正アクセスを防止しております。また、個人向けインターネット・バンキングでは、普段と異なる環境からアクセスした場合、および不正送金と疑われる振込があった場合、「合言葉認証」を行います。
- ※「サート・ネチズン」「セキュアスター」は無料でご利用いただけます。くわしくは当行のホームページ <https://www.taikobank.jp/> をご参照ください。

■ 盗難・偽造キャッシュカード犯罪の防止に向けた取り組み

- ICキャッシュカードの発行
お客さまのご希望により、不正読み取りや偽造が困難なICチップを搭載したICキャッシュカードを発行しております。
- ATMコーナーの防犯設備
ATMの画面に「覗き見防止フィルター（遮光フィルター）」を装備しているほか、後方確認のための「広視野角ミラー」と防犯カメラを設置しております。
- ATMでの暗証番号変更
ATMの操作で暗証番号をいつでも変更できます。なお、「生年月日」「電話番号」など他人に類推されやすい番号はご使用いたしません。
- 払戻限度額の変更
口座毎にATMでの1日あたりの現金払戻限度額を一定の範囲内で設定できます。また、1日あたりの現金払戻限度額と1日あたりの振込・振替金額を含めた総払戻限度額も一定の範囲内で設定できます。



キャッシュカード、通帳、証書、届出印の紛失・盗難等の場合は直ちにご連絡ください。

平日 8:50～16:55	各お取引店（ご連絡先は本誌35ページの「店舗一覧」をご参照ください。）
休日および平日の上記時間外	TEL 0258-36-4100 ATMサービスセンター

盗難・偽造キャッシュカード、盗難通帳およびインターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにより個人のお客さまが被害に遭われた場合、また、インターネット・バンキングの不正利用により法人のお客さまが被害に遭われた場合の補償を行っております。なお、お客さまに過失があった場合や、その他の事由により補償の対象とならない場合がございます。（預金等の不正払戻し被害への対応の詳細につきましては、当行のホームページ <https://www.taikobank.jp/> をご参照ください。）

1店舗1貢献運動

日頃より当行を支えてくださっている地域の皆さまへの恩返し之意を込めて、本部および各営業店において「1店舗1貢献運動」を実施しております。

[2021年度実績]



観光地クリーンアップ作戦
瀬波海岸の清掃
(村上支店)



新潟国際情報大学×大光銀行×そら野テラス3者連携
「作る・食べる・つながるプロジェクト」への参加
(内野支店)



中里商工会「花いっぱい運動」
花苗植え作業への参加
(中里支店)



馬車道通り周辺清掃
(横浜支店)



白根大風合戦終了後の河川敷のゴミ拾い
(白根支店)

店舗名	内容
《長岡地区》	
本店営業部	本店周辺の歩道清掃
神田	店舗周辺の雑草取り、清掃
千手	千手支店近くの平潟神社の歩道の清掃
長岡東	新潟県女子駅伝競走大会手伝い
関原	店周歩道の清掃
希望が丘	秋の町内クリーン作戦（側溝の泥の除去・ゴミ掃除・落ち葉拾い）
長岡西	支店周辺の清掃、ゴミ拾い
中沢	新潟県女子駅伝競走大会手伝い
新保	新潟県女子駅伝競走大会手伝い
宮内	宮内駅周辺の清掃
与板	「天人通り遊歩道」清掃
越後川口	店舗周辺・駐車場草取り
本部	長岡まつり平和祭inアオーレ「センバツ民謡し」への参加
《新潟地区》	
新潟	古町通りの清掃
沼垂	沼垂テラス商店街の清掃
新潟駅前	新潟駅前支店正面入口前歩道の花壇の花植え
学校町	学校町支店商店街の清掃
近江	店周、および笹出線沿線のゴミ拾い
小針	春の町内クリーン作戦（側溝の泥除去、枯葉やゴミ拾い）
小針南	春の町内クリーン作戦（側溝の泥除去、枯葉やゴミ拾い）
寺尾	春の町内クリーン作戦（側溝の泥除去、枯葉やゴミ拾い）
平和台	新潟国際情報大学×大光銀行×そら野テラス3者連携による「作る・食べる・つながるプロジェクト」への参加
内野	新潟国際情報大学×大光銀行×そら野テラス3者連携による「作る・食べる・つながるプロジェクト」への参加
大形	支店周辺歩道・駐車場の清掃活動
山ノ下	献血ルームばんだいにて献血
河渡	献血ルームばんだいにて献血
新潟駅南	新潟市米山公園の清掃
石山	粟山神社の清掃
大野	大野町商店街歩道のゴミ拾い
亀田	赤城神社（新潟市江南区）の大掃除
白根	白根大風合戦終了後の河川敷のゴミ拾い
新津	新津支店店舗周辺および新津中央公園内清掃
新津西	新津支店店舗周辺および新津中央公園内清掃
小須戸	雁巻緑地公園の清掃
巻	矢川ふれあい公園の清掃
豊栄	豊栄駅北口駅前通りの清掃

店舗名	内容
《下越地区》	
五泉	店舗周辺の美化清掃活動
村松	村松仲町商店街アーケードの清掃
水原	町内ゴミ拾い
安田	店舗前のマリーゴールド花壇作りおよび店舗周辺の清掃
津川	津川支店の近くにあるバス停留所兼休憩所の清掃作業
新発田	店舗周辺のアーケード清掃
新発田西	新発田西支店近隣商店街のゴミ拾い
中条	支店周囲の草刈りおよび支店前歩道併設の花壇の手入れ
村上	観光地クリーンアップ作戦・瀬波海岸の清掃
《中越地区》	
三条	五十嵐川河川敷の清掃作業
東三条	ロンスクエア県央（5名）と合同で、店舗周辺の側溝泥上げと草取り
吉田	吉田駅駐輪場の清掃
見附	商店街アーケードイルミネーション飾り付け
加茂	穀町商店街アーケード清掃
柏崎	柏崎支店前通りの清掃
柏崎南	柏崎支店前通りの清掃
十日町	献血
中里	中里商工会「花いっぱい運動」花苗植え作業（11月撤去作業にも参加）
六日町	仲町通り花いっぱい会、花の植替え作業
小出	店舗の歩道、道路の草取り、ゴミ拾い
小千谷	店舗周辺の草取り、ゴミ拾い
《上越地区》	
高田	高田本町通り周辺美化清掃
直江津	毘沙門公園の清掃
糸魚川	支店向かいにある駅前海望公園の清掃
《佐渡地区》	
両津	梅津海水浴場の海岸清掃 ワクチン接種会場におけるボランティア（接種者の誘導、ご案内）
佐和田	海水浴シーズン前の佐和田海岸清掃
《県外地区》	
前橋	店舗周辺清掃
川口	川口神社の周辺清掃
大宮	日本赤十字センターの協力による献血活動に参加（取引先が例年企画している社会貢献活動）
上尾	柏座地区（店舗近隣）歩道清掃
桶川	桶川市泉1丁目の歩道清掃
鴻巣	鴻巣支店周辺、道路清掃
東京	西池袋公園清掃
横浜	馬車道通り周辺清掃

G Governance (ガバナンス)



■ ダイバーシティ推進への取組み

女性活躍推進、ワークライフバランスの充実などに取り組んでおります。

■ 適切な情報開示と透明性の確保

頭取による会社説明動画を配信いたしました。

コーポレート・ガバナンス

1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスの充実が、株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの支持と信頼の確立を目指すための最も重要な経営課題の一つと位置づけ、株主共同の利益とステークホルダーとの協働を確保しつつ、経営活動や意思決定の透明性向上に努め、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組むこととしております。

当行は、銀行業務に精通した取締役による意思決定機能および独立した複数の社外取締役による公正かつ透明性の高い経営監督機能を有する取締役会と、常勤の監査等委員である取締役による高度な情報収集力と過半数の社外取締役を有することによる強固な独立性を有する監査等委員会による監査等委員会設置会社を採用しております。

2 企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当行は、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として「監査等委員会設置会社」を採用しております。

業務執行、監査に係る当行の機関等の内容（2022年6月24日現在）は次のとおりです。

①取締役会

取締役会は代表取締役頭取が議長を務めており、客観的かつ合理的判断を確保しつつ報告・審議および当行の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督することとしております。

②常務会

取締役会で決定した基本方針に基づき経営に関する重要事項を協議する機関として、代表取締役会長、代表取締役頭取、常務取締役2名、取締役および常勤の監査等委員である取締役により構成される常務会を取締役会の下に設置しており、代表取締役頭取が議長を務めております。常務会は原則、毎週開催されております。

③指名・報酬諮問委員会

取締役会の任意の諮問委員会として、取締役の選解任や報酬に関する重要な事項の決定にあたり、独立社外取締役の適切な関与と助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を高めることを目的に設置しており、代表取締役会長、代表取締役頭取および監査等委員である社外取締役4名の計6名で構成され、代表取締役頭取が委員長を務めております。

④経営委員会

常務会の諮問機関として、「信用リスク管理委員会」・「コンプライアンス委員会」・「ALM委員会」・「システム投資委員会」の4つの経営委員会を設置し、経営に関する重要な課題について各部門間の連携を図り、協議・調整を行っております。

各委員会の議事結果につきましては、常務会の各員に報告しているほか、重要な事案については常務会で協議し、取締役会で決定しております。

イ. 信用リスク管理委員会

与信に係るリスク管理と適切な与信ポートフォリオの構築を目的に設置しており、事務局であるリスク統括部の担当役員である取締役が委員長を務めております。委員会は必要に応じて適宜開催し、常勤の監査等委員が出席することとしております。

ロ. コンプライアンス委員会

法令等の遵守体制を確立し、コンプライアンス意識の高い企業風土の実現を目的に設置しており、代表取締役頭取が委員長を務め、事務局はリスク統括部が担っております。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員が出席することとしております。

ハ. ALM委員会

リスク量の計測や分析を通じ、安定した収益の確保を目指すことを目的に設置しており、代表取締役頭取が委員長を務め、事務局はリスク統括部が担っております。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員が出席することとしております。

二. システム投資委員会

戦略的・効率的なシステム投資を行うことを目的に設置しており、代表取締役頭取が委員長を務め、事務局は総合企画部およびIT・オペレーション統括部が担っております。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員が出席することとしております。

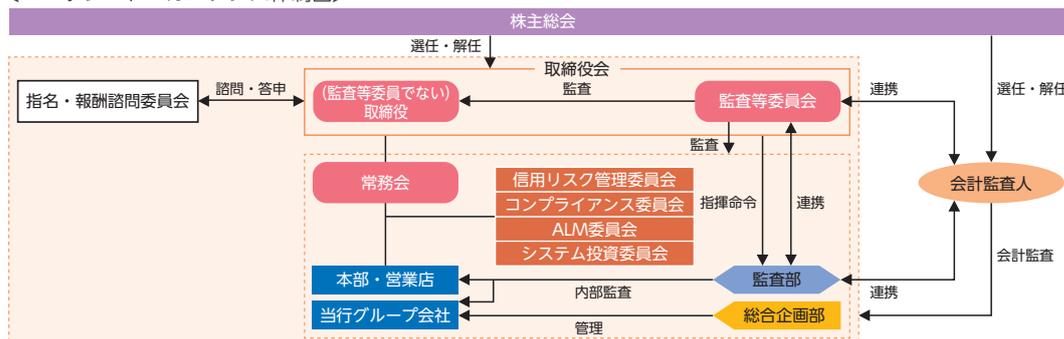
⑤監査等委員会

監査等委員である取締役および監査等委員である社外取締役4名の計5名で構成される監査等委員会は、原則月1回開催するほか、常勤の監査等委員が常務会および各経営委員会に出席し、取締役の職務の執行および業務全般について監査を行うこととしております。

⑥会計監査人

会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。会計監査人は、法令等に基づき当行の計算書類等を監査しているほか、財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果を監査しております。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



3 企業統治に関するその他の事項

①内部統制システムの整備の状況

当行は、「内部統制の体制整備の基本方針」を取締役会の決議により定めており、本方針に基づき内部統制システムの整備に取り組んでおります。

内部統制につきましては、法令等の遵守、各種リスクの状況把握と適切な対応が経営の健全性維持と収益力強化のための最重要課題であると位置づけております。

コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理の適切性・有効性については、被監査部門から独立した頭取直轄の監査部が各部署に対し内部監査を実施し、その検証を通じて経営管理の改善に努めております。

監査等委員会は、業務の執行状況について諸法令や行内規程との適合性に関する監査を実施することとしております。

②子会社・関連会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当行の子会社・関連会社における業務の適正を確保するため、子会社・関連会社管理の基本的事項として「子会社・関連会社管理規程」を定め、子会社・関連会社から必要な事項について協議または報告を受けるなど、適切な管理を行っております。また、当行の内部監査部門である監査部が子会社・関連会社のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査しております。

③責任限定契約の内容の概要

当行は、社外取締役との間において、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

④補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要

イ. 被保険者の範囲

当行の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員、会社法上の重要な使用人、社外派遣役員、および退任役員

ロ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険

者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、填補限度額および一定の免責金額等を設けるほか、被保険者による犯罪行為等に起因する損害賠償請求等は、填補の対象としないこととしております。

なお、当該保険契約の保険料は株主代表訴訟特約部分については被保険者が負担しておりますが、それ以外については当行が負担しております。

⑥取締役の定数

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）は15名以内、監査等委員である取締役は6名以内とする旨定款に定めております。

⑦取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑧取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ. 自己株式の取得

会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、市場取引等による自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策を行うことを目的とするものであります。

ロ. 中間配当

会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものであります。

⑨株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定定数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

4 社外役員の状況

①社外取締役の員数

当行の社外取締役は4名であり、いずれも監査等委員であります。

②社外取締役との関係

社外取締役の細貝巖、渡辺隆、坂井啓二、中村稚枝子は、当行との間において通常の銀行取引があるほか、当行株式を保有しており、その所有株式数は2022年6月24日現在で細貝巖が1,400株、渡辺隆が1,100株、坂井啓二が600株、中村稚枝子が100株となっております。

また、細貝巖が社外取締役を務めるアクシアルリテイリング株式会社および渡辺隆の出身会社である株式会社新潟日報社と当行との間において通常の営業取引および資本取引があります。

いずれの取引も取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

③選任状況に関する考え方、企業統治において果たす機能および役割

細貝巖につきましては、弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を持ち合わせており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

渡辺隆につきましては、公共性・倫理性の高い報道機関出身者であり、また、会社経営者としての幅広い見識を有しており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

坂井啓二につきましては、公認会計士、税理士としての豊富な経験と専門的見地から企業会計に関して高い実績をあげており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているこ

とから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

中村稚枝子につきましては、長年にわたり新潟県の行政に携わり幅広い知識と豊富な知見を有しており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

当行は、社外取締役の独立性判断基準を次のとおり定め、適切に運用しております。

【社外取締役の独立性判断基準】

当行における社外取締役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2. 当行の主要な取引先またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属する者をいう）
4. 当行から多額の寄付等を受けている者またはその業務執行者
5. 当行の主要株主またはその業務執行者
6. 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者
ア. 上記1～5に該当する者
イ. 当行の子会社・関連会社の業務執行者および業務執行者でない取締役

※定義

「最近」：実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合などを含む。

ESG課題／SDGsへの取組み

「主要な」：直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定する。

「多額」：過去3年平均で、年間1,000万円以上

「主要株主」：議決権比率10%以上

「重要でない者」：「会社の役員・部長クラスの者や、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等」ではない者

「近親者」：配偶者および二親等以内の親族

上記の独立性判断基準に照らし、社外取締役全員が当行からの独立性を有していると考えられることから、当行は東京証券取引所に対し、全員を独立役員として届出しております。

- ④社外取締役による監督または監査と内部監査、監査等委員会監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係監査等委員会において、常勤の監査等委員である取締役が非常勤の監査等委員である社外取締役に対し、常務会や経営

委員会での協議内容、内部監査部門による内部監査の状況などについて説明を行うこととしているほか、監査部長が年2回監査等委員会に出席し、監査等委員である社外取締役との確かな情報共有を図ることとしております。

非常勤の監査等委員である社外取締役は、監査等委員会において説明を受けた内部監査の状況などについて意見を述べるなど、監査等委員間の情報共有のもと、監査部との相互連携を図ることとしております。

非常勤の監査等委員である社外取締役は、会計監査人から定期的な監査概要および監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、連携を図ることとしております。

常勤の監査等委員である取締役は、内部統制の整備・運用状況について、半期ごとに内部統制部門より報告を受けるとともに、その結果を適宜監査等委員会において説明することとしております。非常勤の監査等委員である社外取締役は、こうした確かな情報共有のもと、監査等委員会において内部統制の整備・運用状況について、外部者の立場から意見を述べることにしております。

5 監査の状況

(1) 監査等委員会監査の状況

① 監査等委員会監査の組織、人員および手続

監査等委員会は常勤の監査等委員である取締役1名と非常勤の監査等委員である社外取締役4名の計5名から構成されております。

監査等委員会の職務の補佐を行うため、他の部署から独立した専任のスタッフ2名を配置しております。

監査等委員会では、期初に監査方針、年間の監査計画を定め、業務分担を決定しています。また、事業年度における取締役の職務の執行に関して、監査等委員会における審議のうえ監査報告書の作成や取締役への通知を行い、定時株主総会において株主に報告することとしております。

なお、監査等委員である社外取締役坂井啓二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 監査等委員および監査等委員会の活動状況

(イ) 監査等委員会の検討事項

・内部統制システム

内部統制部門から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

・重点監査項目等

中期経営計画の進捗状況等経営課題への取組状況を確認しました。

・会計監査人に関する評価

会計監査人から監査計画・監査方法の説明、四半期レビューの報告および監査結果の報告を受け適切性、相当性の評価を行いました。

(ロ) 常勤および社外監査等委員の活動状況

・取締役会、常務会、経営委員会等の重要会議（社外監査等委員は取締役会のみ）に出席し議事の内容を把握し、必要な発言を行っています。特に、社外監査等委員は、専門的知見やバックグラウンドを活かす形で意見を述べました。

・常勤監査等委員は、定期的に年4回の頻度で頭取との面談を実施しております。

・常勤監査等委員は、重要会議の議事録、経費・寄付金等の決裁書類、契約書等重要書類の閲覧・確認を行っています。

・監査等委員全員が、内部監査部門長との意見交換を年2回行っています。

・常勤監査等委員は、営業店19カ店に対して往査を実施しています。内、4カ店に対しては、常勤監査等委員と各社外監査等委員1名が同行し運営状況を確認しています。

(2) 内部監査の状況

① 内部監査の組織、人員および手続

内部監査につきましては、内部管理態勢等の適切性、有効性を検証するため、内部監査部門である監査部（2022年3月末現在11名）が実施しております。

監査部は、毎年度取締役会の承認を受けた内部監査基本方針および基本計画に基づき、営業店、本部、当行グループ会社、外部委託先等について監査を実施し、頭取、常務会に報告するほか、年間の総括報告については取締役会に報告しております。

② 監査等委員会、会計監査人との連携状況

監査等委員会は、監査部より毎月定期的に内部監査の状況について報告を受け、意見交換を行うこととしております。

監査部と会計監査人は、会計監査人が監査部に対しヒアリングを実施し、監査方針や監査の課題、主な指摘事項の改善状況について説明を受けるなど、連携を図っております。

③ 内部監査部門の活動状況

監査部は、内部統制部門（リスク統括部）が事務局を務めるコンプライアンス委員会において内部監査の実施結果を報告しているほか、委員会には常勤の監査等委員1名が出席することとしております。

6 会計監査の状況

① 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 継続監査期間

45年

（注）上記記載の期間は、当行が調査可能な範囲で記載したものであり、継続監査期間はこの期間を超える可能性があります。

③ 業務を執行した公認会計士

松崎 雅則氏

石尾 雅樹氏

④ 監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士9名、公認会計士試験合格者等3名、その他9名であります。

⑤ 監査法人の選定方針と理由

当行は、会社都合の場合のほか、会計監査人の職務の執行

に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査法人の評議により会計監査人を解任いたします。

監査等委員会は、会計監査人を評価基準に基づき評価した結果、会計監査人の解任または不再任の決定の方針には該当しないと判断し、会計監査人を再任いたしました。

⑥ 監査等委員および監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人を評価基準に基づき評価した結果、会計監査人に求められる独立性、専門性ははじめ適切な監査品質に基づき職務の遂行が適切に行われる態勢が整備されており、会計監査人としての適切性を確保していることを確認しております。